



ヒューマンアカデミービジネススクール

ウェールズ大学トリニティセントデイビッド (UWTSD)

MBA プログラム 本科コース 受講規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条

ウェールズ大学トリニティセントデイビッド (UWTSD) MBA プログラム本科コース受講規約 (以下「本規約」という) は、ヒューマンアカデミー株式会社 ヒューマンアカデミービジネススクール (HABS) (以下「当校」という) が運営する教育プログラムのうち、ウェールズ大学トリニティセントデイビッド (UWTSD) MBA プログラム本科コース (以下「本科コース」といい、在学する者を「本科生」という) について必要な事項を定めるものとする。

2. 入学または入学を志願する者が当校指定の方法にて本規約の内容への同意を表明することにより、本規約の内容を承諾しているものとみなす。

第2章 入学・入学審査・学費

(入学時期)

第2条

各年度の4月および10月を入学月とする。

2. 前項の日にちについては、別にその都度定める。

(出願資格)

第3条

当校に出願することのできる者は、入学時点において、企業・官公庁等における原則2年以上の実務経験を有し、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年以上の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年以上の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程 (文部科学大臣指定外国大学日当校) を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 指定された専修学校の専門課程 (文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧) を修了した者 (「高度専門士」等の称号を付与された者)
- (8) 当校において、個別の出願資格審査により認められた者

(出願の手続)

第4条

入学を志願する者 (以下「入学志願者」という) は、指定期日までに所定の手続を完了し、定められた選考料を納付しなければならない。

(入学審査)

第5条

入学志願者には入学審査を行い、入学者を決定する。

2. 前項の審査方法、時期等については、別にその都度定める。

(本科コースへの再応募)

第6条

過年度に本科コースに応募し不合格になった者も、再応募ができるものとする。

2. 再応募の場合も、出願に必要なとされる所定の手続を再度行うものとする。

(入学手続、入学許可、入学辞退および入学延期)

第7条

合格した後、所定期限内の入学料の納付をもって、正式な入学許可とする。

2. 入学許可を得た者（以下「入学許可者」という）は、所定の期限までに必要書類を提出し、定められた学費の納付に関する手続をしなければならない。

3. 第2条に定める入学月日前日までに入学許可者からの申し出があった場合、入学辞退を認める。その場合、学費のうち入学料を除く受講料を返金するものとする。

4. 天災、本人の入院・長期通院・出産等の特殊事由で、かつ、半年以上継続的に修業が難しい状況においては、入学許可者からの申請に基づき、翌年度までの入学延期を認める場合がある。入学延期申請にあたっては、認められた入学月日前日までに、入学延期の事由を記した申請書を所定の方法にて当校に提出するものとする。

5. 入学延期が認められた場合、学費を含め実際に入学する年度の規約に従うものとする。

6. 当校は、入学志願者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、またはその関係者であることが判明した場合、その出願受理、合格、入学許可を取り消すことができる。

(受講料の納付、返金)

第8条

受講料は、入学時に2年分を一括または半年ごと（4期）に分割して納入できる。

2. 受講料を分割して納入する場合、2年間の在学期間を半年ごとに分け、納入期を順に第1期、第2期、第3期、第4期とする。

3. 受講料2年分を一括して納入する場合、入学許可通知日から1ヶ月以内を納付期限とする。但し、入学許可通知日から入学月日まで1ヶ月に満たない時は、当校指定の期日を納入期限とする。

4. 受講料を4期に分割して納入する場合、納付期限は下表のとおりとする。

| 入学時期 | 1年目受講料 | | 2年目受講料 | |
|-------|--------------------|---------|---------|---------|
| | 第1期納入期限 | 第2期納入期限 | 第3期納入期限 | 第4期納入期限 |
| 4月入学者 | 入学許可通知日から 1ヶ月以内 | 9月末日 | 3月末日 | 9月末日 |



| | | | | |
|--------|--------------------|------|------|------|
| 10月入学者 | 入学許可通知日から 1ヶ月以内 | 3月末日 | 9月末日 | 3月末日 |
|--------|--------------------|------|------|------|

5. 受講料の支払いは、前2項に定める納入期限日までに行う。納入期限日を過ぎても当校にて納付が確認できない場合、本規約の規定にかかわらず、別記「学費未納本科生の取り扱いに関する規程」を優先して適用する。
6. 学費の納付は、金融機関からの振込をもって行う。但し、納付方法について改定が行われた場合には、改定後の方法にて納付する。
7. 標準修業年限にて課程を修了できなかった本科生は、毎年別に定める在学延長料を納付するものとする。
8. 領収書は申請に応じて発行するものとする。また、対象となる受講料に対し原則1回限り発行する。
9. 在学中に受講料の改定が行われた場合には、改定後の額を次年度以降の受講料とする。
10. 第7条3項に該当する場合および次項に該当する場合を除き、納付された受講料は返金しない。
11. 前項の規定にかかわらず、途中で退学を申し出る者（自主退学）の受講料については、納付期限より前に退学が受理された場合には、次期以降の支払いは不要とし、既に納付している場合には返金するものとする。納付後、次期の受講期が開始された後に退学を受理された場合には、受講料は返金しないものとする。全額を前納している者は、上記と同じ基準で、半年毎に分納したものとみなし、支払い相当額を返金するものとする。返金にかかる諸手数料は本科生の負担とする。
12. 前項の規定にかかわらず、懲戒退学となった者の受講料については、当該在学期以降の学期に相当する納付済受講料を返金するものとする。返金にかかる諸手数料は本科生の負担とする。

(入学前の既修得単位および成績)

第9条

当校入学前に他の大学院において取得した単位を、当校の単位とすることを希望する者は、入学手続を行う際に、和文ならびに英文による当該科目の科目名・単位数・概要を示す書類および成績証明書を当校に提出するものとする。書類の提出を受け、当校所定の審査の上、許可した場合、当該単位を当校の課程における修得単位として認定する。

2. 前項により修得単位として認定できる単位数の上限は、別に定める。

第3章 修業年限、学期および授業を行わない日

(標準修業年限および在学年限等)

第10条

本科コースの標準修業年限は2年とする。

2. 在学年限は、6年を超えることはできない。

(授業を行わない日)

第11条

年末年始、ゴールデンウィーク（日本国内）、祝日、その他当校の定める休業日は、授業を行わない日とする。

第4章 履修

(課程の修了)

第12条

課程の修了に必要な履修単位、必修科目および選択科目ならびに修了要件は入学年度によって異なるため、別に定めるものとする。

2. 課程修了後は、在学することはできない。
3. 修了判定ならびに課程を修了した者に対する学位授与に関する詳細は別に定めるものとする。

(授業の閉講・休講・変更)

第15条

学習効果の観点から、履修者数が授業の催行人数に達しない場合、あるいはやむを得ない事由がある場合、授業を未開講とすることがある。

2. 授業の未開講は、当該授業の初回開講日の14日前までに決定する。
3. 教員の都合により、代理の教員による授業、あるいは日時・場所・内容等が変更になる場合がある。
4. 開講後において、下記の場合、授業を休講・閉講または延期することがある。
 - (1) 交通機関のストライキ、台風・地震等の天災地変、暴動やクーデターのとき
 - (2) 講座担当教員の不測の事故、病気、慶弔時等のとき
 - (3) 施設の保守点検、改修工事等がおこなわれるとき
 - (4) その他、当校が、不可抗力により開講が不可能と判断したとき
5. 授業の閉講等、当校の都合により、科目の変更・キャンセルや、履修時期を延期せざるを得ない場合、本科生は速やかに受け取った教材を破棄する。

(履修科目のキャンセル、変更および履修時期の延期)

第14条

本科生は、履修登録後、当該授業開講日の14日前までに限り、履修科目のキャンセル、変更および履修時期の延期ができるものとする。

2. 履修科目のキャンセル、変更または履修時期を延期する場合、本科生は、当校より受け取った教材を破棄する。
3. 第1項に従わない場合は、原則以下の扱いとなる。
 - (1) 1年間は当該科目に履修登録できない
 - (2) 3回行った場合、その本科生の以後全ての履修登録は、優先度が他の本科生に劣後する。つまり、履修登録定員に空き枠がない限り、登録できないものとする
4. 履修登録後の業務命令での長期海外出張や当校教員の都合による急な日程変更等、特殊な場合は、前項の限りではない。
5. 開講日時が一部でも重なる履修登録は、認めないものとする。
6. 授業開講後に第5項に該当する履修登録が判明した場合、当校にていずれかの科目の履修登録を解除するものとする。



(教材の準備)

第15条

各科目の指定教科書は本科生自身が用意するものとする。

2. 教材の一部は、当校ホームページの専用ページよりダウンロードすることで入手するものとする。
3. 第2項に該当する教材をダウンロード後、履修科目のキャンセルおよび履修時期の延期等により履修しない科目については、該当教材を速やかに破棄するものとする。
4. 教材明細は、各期開講日の14日前を目途に当校所定の方法で公開する。本科生の事情により開講までに教材を準備できない、もしくは準備が開講直前となり履修に支障が出る場合も、当校は一切の責任を負わないものとする。

(出席要件)

第16条

当校所定の方法により教員または事務局員が本科生を確認できた場合にのみ、当該本科生が授業に参加したものとみなす。

2. 授業時間の3分の1以上の遅刻、早退、途中退席等、参加時間が3分の2に満たない場合は、当該授業回を欠席したものとみなす。
3. 授業時間の3分の1未満の遅刻、早退、途中退席等であっても、遅刻については、当該履修科目におけるその頻度や累積時間によっては、担当教員が総合成績を決定する際、総合評価点の合計から減点対象となる場合がある。

(感染症による出席停止)

第17条

本科コースにおいて、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患した本科生については、授業等への出席を停止するものとする。

2. 前項に従い授業を欠席した場合、本科生からの申請および医師の診断書等の提出をもって、出席停止の該当回については出席扱いとする特別措置を認める。

(科目の成績評価)

第18条

履修後、当校所定の評価基準により、総合成績の評価を行い、修了もしくは不可を判定する。

2. 出欠・提出物の提出状況等の成績評価に関する修正・変更申し立ては、最終評価確定から14日以内に限り申請を受け付けるものとする。

第5章 再履修

(再履修)

第19条

不可となった(修了できなかった)科目については、本科生の申請に応じて、再履修できるものとする。

2. 特別講座や内容の変更があった科目、廃止が決まった科目等、本制度が適用されない場合がある。

第6章 退学・再入学

(退学)

第20条

退学を希望する本科生は、退学届を当校に提出し、原則として面談を行った上で、学生証等当校より指示されたものを返却するものとする。

(再入学)

第21条

退学者が、再入学を願い出たときは、当校にて再入学条件を判断し、選考の上、これを許可することができるものとする。

2. 再入学には当校所定の手続きを行った上で、再入学手数料として定められた費用を納付するものとする。
3. 再入学の手続きに関する詳細は別に定めるものとする。
4. 再入学者は、再入学時の受講規約の定めに従うものとする。

第7章 その他

(法人申込登録制度)

第22条

法人が、人材育成手法の一つとして当校に当該社員を派遣し、受講料の過半を法人が負担し、所定の法人申込登録手続きを行った場合、これを本科生の「法人申込登録」と定義する。法人申込登録は、本規約と併せ、別に定める法人利用規約を遵守することとする。

2. 法人申込登録の場合、当該本科生の履修登録状況および成績（出欠・発言状況・各種評価等）は、出身企業の法人申込担当者および当校が本科生募集活動を業務委託している者に対して開示する場合がある。
3. 法人申込登録による情報開示は、課程の修了までの期間の履修分のみとする。
4. 本科生が在学中に企業を退職した場合は、法人申込担当者からの連絡を以て、当該本科生の成績の開示はしないものとする。
5. 出身企業の法人申込担当者には、修了要件到達状況確認を目的として、本科生の取得単位数を開示する。但し、本科生が個人申込で履修した科目の成績等については、開示しないものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第23条

以下は、懲戒の対象となる行為の1つとみなす。本条に定める行為を行った本科生は、別に定める懲戒処分の対象とする。

(1) 不正行為

下記不正を行った者および幫助者は、本科生の如何を問わず、レポートおよび試験結果を無効とする。

一 履修にあたり、過去のハンドアウトやノートを見る、当該科目を履修済の本科生に話を聞く等、独力で授業を受けない行為

一 過去のハンドアウト、アサインメントおよびレポートの参照、スプレッドシートをはじめとする勉強会で共有した分析結果の流用、著作物の剽窃、ならびに作成にあたり他者の助けを借りる等、独力



でレポートを作成しない行為、あるいは他の本科生のレポート作成を助ける行為。但し、レポートに向けた勉強会そのものはこれを不正行為の対象とはしない

- －試験時のカンニング、過去の試験問題の共有をはじめとして独力で試験を受けない行為
- －その他、ウェールズ大学トリニティセントデイビッドが定めた不正行為（**Unfair Practice**）に該当する行為

(2) 意図的な科目の未修了や意図的な評価の回避

本科生が、履修中の科目において、意図的に評価対象条件を満たさずに「評価対象外」として単位の修得を避けるような行為を行った場合。

(3) 情報漏洩

本科生が意図的に、あるいは適切な措置を怠ったことにより、以下のような情報漏洩が発生した場合。

- －授業内で使用している SNS グループ（授業グループ）へ当該授業の講師・本科生以外を参加させた場合
- －授業で知り得た本科生、卒業生の所属する企業に関する機密情報、リサーチ対象企業における機密情報等、特定の範囲でのみ共有された情報を、授業以外の場で漏洩した場合（授業のメンバー以外の第三者に情報を伝えること、インターネット上の情報媒体への書き込み等、一切の情報漏洩行為をした場合）
- －授業の内容そのもの等、他の本科生の学びを阻害する恐れのある情報を漏洩した場合（インターネット上の情報媒体への書き込み等を含む一切の情報漏洩行為）

(4) 虚偽の申請

各種申請において、その申請内容に虚偽があった場合。

(5) 反社会的勢力への対応

本科生が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、またはその関係者であることが判明した場合。

(6) 著作権に関する禁止事項

以下に例示するような、著作権に関わる一切の行為。

- －カリキュラム内容・教材、配付資料等の複製（本科生本人が自身のデータ保管のために行う私的複製を除く）および他人への譲渡
- －SNS 等におけるカリキュラム内容・教材、配付資料等の引用や転載
- －授業での写真撮影、録音、録画、キャプチャ等
- －他者の著作物（レポート、アサインメントをはじめとする成果物等）の剽窃

2. 不正行為が二度にわたった場合は内容の如何を問わず、退学処分とする。

(拾得物の取扱い)

第24条

当校施設や当校が授業等で利用する施設での拾得物については、3ヶ月間保存し、その後当校にて処分するものとする。

2. 金銭、金品あるいはこれらに該当する取得物は、速やかに当校から最寄りの警察署（派出所を含む）に届け出るものとし、当校では保管はしない。

(学習環境の整備)

第25条

インターネット環境やソフトウェア等、履修に必要となるインフラは、本科生各自にて整備するものとする。

2. 授業の特性により、SNS サービスの利用を推奨する場合があるが、本科生は自己責任で利用するものとする。

3. インターネット利用時に、インターネット・アクセスプロバイダーその他電気通信事業者の事故、施設管理上の必要に起因して発生したブロードバンドの利用、および講義への参加に関する一切のトラブル等に関して、当校では一切の補償は行わないものとする。

附 則

本規約は、2018年4月1日から適用するものとする。また、2018年度入学を希望する志願者・入学許可者については、出願から入学手続に関して本規約に記載された行為が発生した時点から本規約を適用するものとする。

2. 本規約は予告なく変更されることがある。

3. 本規約が変更された場合は、その時点から新しい規約が適用される。

4. 当校の在学契約等一切の合意については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

5. 当校の在学契約等に関して紛争が発生したときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。



学費未納本科生の取り扱いに関する規程（受講規約第8条関係）

（趣旨）

第1条

この規程は、別に定める納付期限を越えても入学料または受講料の納付を怠っている本科生（以下「学費未納本科生」という）の取り扱いについて定めるものである。

（未納学費の再請求、納付の指導）

第2条

納付期限後、学費未納本科生に対し再請求を行う。再請求後も未納の場合には、当校長より、納付するよう指導する。なお、納付期限後の請求にかかる諸手数料は本科生の負担とする。

（学費未納本科生の履修）

第3条

学費未納本科生はその納付が確認できるまで履修登録および履修ができないものとする。既に登録されている科目については当校長の判断において登録を取り消すことができる。

2. 履修登録および履修ができない期間も在学期間とみなす。

（学費未納本科生の証明書発行）

第4条

学費未納本科生に対してはその納付が確認できるまで各種証明書は発行しない。

（未納による懲戒退学）

第5条

第2条の措置を行ってなお未納の場合は、原則として、当校所定の審議を以って懲戒退学とする。なお、退学日は退学審始日とする。

（学費の分納）

第6条

納付期限までに学費の納入が困難であると申請があった場合には、当校長の判断において分納も認める。なお、分納の場合には、別に定める退学審議日までに納付を完了しなければならない。

2. 前項の申請は、原則として納付期限までに行わなければならない。

3. 退学審議日までに納入が確認できない場合は、第5条の規程に則るものとする。

（学費未納の場合の単位認定・課程の修了判定）

第7条

学費の納付期限を過ぎても未納のまま履修した科目の単位は認定されない。また、課程の修了に必要な要件を満たしている場合も、学費未納の場合には課程の修了は認めない。

2. 未納学費を納付した場合には、遡って単位の認定ならびに課程の修了判定を行う。課程の修了は、受講規約第 14 条に従うものとする。

(懲戒退学後の再入学)

第 8 条

第 5 条により懲戒退学となった者が再入学を希望した場合、未納学費を納付の上、再入学を願い出ることができるものとする。なお、再入学については、受講規約に従うものとする。

附 則

この規程は、2018 年年 4 月 1 日から施行する。

学費の返金に関する規程（受講規約第 20 条関係）

(趣旨)

第 1 条

この規定は、入学手続後、あるいは入学後において本科生の都合で入学を取り消す、または退学の場合に、学費の返金が生じる時の取り扱いについて定めるものである。

(返金の対象となる学費)

第 2 条

返金の対象となるのは、学費のうち、受講料のみとする。

(返金請求方法および請求日)

第 3 条

返金は、当校所定の書面をもって請求するものとし、書面が事務局に到着した日をもって請求日とする。

2. 返金は期単位とし、期の途中の日割りや回数割りは行わない。

(返金方法および金額)

第 4 条

請求内容に不備がないことが確認された後、以下のいずれか該当する金額から所定の手数料を差し引いた金額を、請求者指定の金融機関口座に振り込み返金する。

2. 振り込み以外の返金方法には応じない。

| 納入区分 | 請求日 | | | |
|------|-------------------------------------|--|--|--|
| | 第 1 期 開始前 | 第 2 期 開始前 | 第 3 期 開始前 | 第 4 期 開始前 |
| 一括 | 納入済み受講料の全額 (2,570,400 円) | 納入済み受講料の 4 分の 3 に相当する額 (1,927,800 円) | 納入済み受講料の 4 分の 2 に相当する額 (1,285,200 円) | 納入済み受講料の 4 分の 1 に相当する額 (642,600 円) |
| 分納 | 納入済み第 1 期分 受講料の全額 (642,600 円) | 納入済み第 2 期分 受講料の全額 (642,600 円) | 納入済み第 3 期分 受講料の全額 (642,600 円) | 納入済み第 4 期分 受講料の全額 (642,600 円) |

(手数料)

第 5 条

返金手続きに際し、以下の手数料を返金する金額から差し引くものとする。

- (1) 事務手数料 32,400 円
- (2) 金融機関振込手数料

附 則

この規程は、2018 年年 4 月 1 日から施行する。

除籍および懲戒に関する規程（受講規約第 23 条関係）

（除籍）

第 1 条

次の各号の 1 に該当する者は、当校所定の議を経て、除籍することができる。

- (1) 当校の受講規約に定める在学年限を超えた者
- (2) 登録された連絡先において 1 年間音信不通となった者
- (3) 死亡の届出等があった者

（懲戒）

第 2 条

本科生が、当校の受講規約や命令等に違反し、または本科生の本分に反する行為があった時は、当校所定の議を経て、当該本科生を懲戒する。

（懲戒の種類）

第 3 条

懲戒の種類は、戒告、有期の停学および退学の 3 種とする。

- (1) 戒告 過失の是正を促し、改善の注意をする
- (2) 停学 登校停止を命じる。尚、ここに定める有期の停学とは、6 ヶ月未満とする
- (3) 退学 本学の本科生としての身分を剥奪する

（懲戒の対象）

第 4 条

懲戒の対象となりうる行為等は、次の各号に掲げるものとする。但し、(2) (3) については、原則として退学処分とする。

- (1) 当校の規則に違反する行為
- (2) 別に定める納付期限を超えても入学金または受講料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 標準修業年限を超え、在学延長手続を行わず留年した者
- (4) ハラスメントに該当する行為
- (5) 試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (6) 当校内の関係者が閲覧できるメーリングリスト、SNS 等を含む情報媒体において、当校または当校関係者を誹謗・中傷する発言・投書・書き込み等を行う行為
- (7) 当校における教職員の業務並びに本科生等の学習、研究および正当な活動を、暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為
- (8) 犯罪行為
- (9) その他、当校の秩序を乱し、本科生としての本分に反する行為

（懲戒の措置）

第 5 条

懲戒に伴う措置は、当該本科生へ懲戒処分書を交付することにより行う。

(意見陳述機会の確保)

第6条

当校は、懲戒の対象とされる本科生に対して、正当な理由がある場合には、懲戒に対する口頭または文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。